

安芸高田市行政手続条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 24 日

安芸高田市長 藤本 悦志

安芸高田市行政手続条例の一部を改正する条例

安芸高田市行政手続条例(平成 16 年条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則 (目的等)</p> <p>第 1 条 この条例は、行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 3 条第 3 項において同法第 2 章から第 6 章までの規定を適用しないこととされた処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めること</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則 (目的等)</p> <p>第 1 条 この条例は、行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 3 条第 2 項において同法第 2 章から第 5 章までの規定を適用しないこととされた処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めること</p>

によって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする。

2 (略)

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)から(4)まで (略)

(5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名宛人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために条例等において必要とされている手続としての処分

イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名宛人としてされる処分

ウ 名宛人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

エ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの

(6)から(8)まで (略)

第 3 条 (略)

(国の機関等に対する処分等の適用除外)

第 4 条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分(これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名宛人となるものに限る。)及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出(これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。)については、この条例の規定は、適用しない。

第 2 章 (略)

によって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする。

2 (略)

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)から(4)まで (略)

(5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために条例等において必要とされている手続としての処分

イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分

ウ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

エ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの

(6)から(8)まで (略)

第 3 条 (略)

(国の機関等に対する処分等の適用除外)

第 4 条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分(これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名あて人となるものに限る。)及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出(これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。)については、この条例の規定は、適用しない。

第 2 章 (略)

### 第3章 不利益処分

#### 第1節 通則

##### 第12条 (略)

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア 許認可を取り消す不利益処分をしようとするとき。

イ アに規定するもののほか、名宛人の資格又は地位を直接に剥奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。

(2) (略)

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1)から(4)まで (略)

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名宛人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名宛人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 (略)

### 第3章 不利益処分

#### 第1節 通則

##### 第12条 (略)

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア 許認可を取り消す不利益処分をしようとするとき。

イ アに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。

(2) (略)

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1)から(4)まで (略)

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 (略)

第 2 節 聴聞

(聴聞の通知の方式)

第 15 条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) から (4) まで (略)

2 (略)

3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第 1 項の規定による通知を、公示の方法

\_\_\_\_\_ によって行うことができる。 \_\_\_\_\_

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第 16 条 前条第 1 項の通知を受けた者(同条第 4 項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2 から 4 まで (略)

第 17 条から第 21 条まで (略)

第 2 節 聴聞

(聴聞の通知の方式)

第 15 条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) から (4) まで (略)

2 (略)

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第 1 項の規定による通知を、その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第 16 条 前条第 1 項の通知を受けた者(同条第 3 項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2 から 4 まで (略)

第 17 条から第 21 条まで (略)

(続行期日の指定)

第 22 条 (略)

2 (略)

3 第 15 条第 3 項及び第 4 項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第 3 項及び第 4 項中「不利益処分の名宛人\_\_となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「\_\_\_\_\_とき」とあるのは「\_\_\_\_\_とき(同一の当事者又は参加人に対する 2 回目以降の通知にあっては、当該措置を開始した日の翌日)」と読み替えるものとする。

第 23 条及び第 24 条 (略)

(聴聞の再開)

第 25 条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情に鑑み\_\_\_\_必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第 3 項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第 22 条第 2 項本文及び第 3 項の規定は、この場合について準用する。

第 26 条 (略)

第 3 節 弁明の機会の付与

第 27 条 (略)

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第 28 条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の名宛人\_\_となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)から(3)まで (略)

(続行期日の指定)

第 22 条 (略)

2 (略)

3 第 15 条第 3 項\_\_\_\_\_の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第 3 項\_\_\_\_\_中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、\_\_\_\_\_「掲示を始めた日から 2 週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から 2 週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する 2 回目以降の通知にあっては、掲示を始めた\_\_\_\_\_日の翌日)」と読み替えるものとする。

第 23 条及び第 24 条 (略)

(聴聞の再開)

第 25 条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第 3 項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第 22 条第 2 項本文及び第 3 項の規定は、この場合について準用する。

第 26 条 (略)

第 3 節 弁明の機会の付与

第 27 条 (略)

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第 28 条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の名あて人\_\_となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)から(3)まで (略)

<p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第 29 条 第 15 条第 3 項及び第 4 項並びに第 16 条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第 15 条第 3 項中「第 1 項」とあるのは「第 28 条」と、<u>同条第 4 項中「第 1 項第 3 号及び第 4 号」とあるのは「第 28 条第 3 号」と</u>、第 16 条第 1 項中「前条第 1 項」とあるのは「第 28 条」と、「<u>同条第 4 項後段</u>」とあるのは「第 29 条において準用する<u>第 15 条第 4 項後段</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第 4 章から第 6 章まで (略)</p>	<p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第 29 条 第 15 条第 3 項及び_____第 16 条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第 15 条第 3 項中「第 1 項」とあるのは「第 28 条」と、「<u>同項第 3 号</u>」及び第 4 号」とあるのは「<u>同条第 3 号</u>」と、第 16 条第 1 項中「前条第 1 項」とあるのは「第 28 条」と、「<u>同条第 3 項後段</u>」とあるのは「第 29 条において準用する<u>第 15 条第 3 項後段</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第 4 章から第 6 章まで (略)</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 5 月 21 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第 15 条第 3 項及び第 4 項(これらの規定を改正後の第 22 条第 3 項及び第 29 条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。